

# かさまつまちづくりガイド

—町が取り組む施策や事業について  
わかりやすくご紹介します—

## ⑧ 町税の納付

**税金は納期限内に納めましょう!**

町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）は、私たちの暮らしを支える大切な資源です。

平成18年度の笠松町の一般会計当初予算では、歳入額53億980万円のうち、町税は24億2,908万2千円を見込んでおり、その割合は45.7%と歳入予算総額の約半分近くを占めています。

しかし、景気の低迷などにより、町税収入が伸び悩み、安定した財源の確保が難しくなっています。そんな中、町税の滞納額は年々増え続け、町全体の財政を圧迫し、あらゆる町民サービスにも影響がでないとも限りません。

**税負担の公平性を保つためにも、町税は納期限内に納めてください。**

### ●● 滞納とは…

町税などを納期限内に納めないことを滞納と言い、滞納されたかたを滞納者とよびます。うっかりして納め忘れてしまった場合でも、期限内に納めていなければ滞納となります。

### ●● 滞納すると…

町税を滞納すると、早く納めていただくようにと、催促の通知書が送付されます。この通知書を督促状といいます。

督促状は、本税のほかに督促手数料（100円）が加算され、さらに別途延滞金も加算されることもあります。

町が督促状を発送した日から10日を経過した日までに、督促された町税が完納されない場合には、法に基づいて滞納者の財産などを差押えることとなります。

